

提案理由説明書

令和6年第1回美浦村議会定例会

議 案 目 次

諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 号	美浦村監査委員の選任について
議案第 2 号	美浦村教育委員会委員の任命について
議案第 3 号	村道路線の廃止について
議案第 4 号	村道路線の認定について
議案第 5 号	美浦村印鑑条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
議案第 12 号	美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 13 号	令和 5 年度美浦村一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 14 号	令和 5 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 15 号	令和 5 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 16 号	令和 5 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 17 号	令和 5 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 18 号	令和 5 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 19 号	令和 6 年度美浦村一般会計予算
議案第 20 号	令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第 21 号	令和 6 年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第 22 号	令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 23 号	令和 6 年度美浦村水道事業会計予算
議案第 24 号	令和 6 年度美浦村下水道事業会計予算
議案第 25 号	令和 6 年度美浦村電気事業会計予算

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案書 3 ページ)

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きください。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により 3 人の方が法務大臣より委嘱を受け活動されております。この度、内田 光子 (うちた みつこ) 氏が、令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、その後任の人権擁護委員の候補者といたしまして、山中 千桂子 (やまなか ちかこ) 氏を推薦いたしたくご提案申し上げるものでございます。

山中氏は、美浦村受領にお住まいで昭和 34 年 7 月 5 日生まれ、現在 64 歳でございます。昭和 58 年に大学を卒業後、桜川村立浮島小学校をはじめ各地域で小中学校教諭として勤務され、本村では安中小学校、大谷小学校、木原小学校で勤務されました。平成 30 年 3 月に退職されるまで、子どもたちと向き合い、人権を尊重し熱意をもって教育に力を注がれました。

退職後はそれまで培った経験を生かし地域活動にも意欲的に参加され、また、人柄といたしましても、識見高く地域に精通し人望も厚い、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける人権擁護委員に適した人材であります。

このようなことから、同氏を推薦いたしたく、議会のご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 1 号 美浦村監査委員の選任について

(議案書 4 ページ)

議案第 1 号 美浦村監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 4 ページをお開きください。

本案は、平成 31 年 4 月より識見を有する者の中から選任される監査委員としてご尽力いただいております椎名 利夫 (しいな としお) 監査委員が令和 6 年 3 月 31 日をもちまして辞職する旨の辞職願を提出されたことに伴い、次期監査委員として木村 威夫 (きむら たけお) 氏を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により同意を求めるものであります。

木村 威夫 (きむら たけお) 氏は、平成 27 年 7 月から令和 3 年 6 月まで政治倫理審査委員を務められ、また、布川税務会計事務所にて、税務業務の補助職として職務についた経歴もあり、人格、識見豊かな方として監査委

員に選任いたしたく、議会のご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第1号 美浦村監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。
ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案書5ページ)

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本村教育委員会委員の小松 正樹(こまつ まさき)氏につきましては、前任の教育委員の退職を受け、令和5年4月から教育委員として本村の教育振興にご尽力をいただいておりますが、残任期間が本年6月9日をもちまして満了となりますことから、引き続き教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

小松氏は、土浦市にお住まいで、昭和32年生まれの66歳でございます。

昭和57年に國學院大學を卒業され、本村では、美浦村立美浦中学校教諭、美浦村立安中小学校長及び美浦村立美浦中学校長を歴任され、平成29年3月に退職されております。

退職後は、平成29年4月から令和5年3月まで美浦村教育相談センター長としてご尽力をいただきました。

このようなことから、引き続き本村教育の発展のためにご尽力いただきたいと考えております。

以上、議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第3号 村道路線の廃止について

(議案書6ページから9ページ)

議案第3号 村道路線の廃止につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

今回、村道路線として廃止のお願いをしている路線は、村道3路線でございます。

7ページの廃止路線位置図をご覧ください。

まず村道1174号線についてご説明いたします。

村道1174号線は、国道125号バイパス、布佐交差点付近から、大字舟子2747地先まで北西から東に延びる延長1056.4mの道路です。この道路の延長が国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により変わったため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に村道1231号線についてご説明いたします。

8ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1231号線は県道美浦・栄線、木原1835-1地先から国道125号バイパスをくぐり、国道125号バイパス布佐交差点までの西から北東に延びる延長626.6mの道路です。これも村道1174号線と同じく、国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により延長が変わったため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に村道1678号線についてご説明いたします。

9ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1678号線は村道102号線美浦第一グリーンコーポ付近から大字土屋1972-494地先まで北から東に延びる延長213.5mの道路です。この道路の延長及び路線に変更が生じたため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第3号 村道路線の廃止につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第4号 村道路線の認定について

(議案書10ページから13ページ)

議案第4号 村道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

今回、村道路線として認定のお願いをしている路線は、村道1174号線、村道1231号線、村道1678号線及び村道1980号線の4路線でございます。

11ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1174号線については、国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により延長が変わったことにより、改めて認定をお願いするものです。

12ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1231号線についても、国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により延長が変わったことにより、改めて認定をお願いするものです。

13ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1678号線については延長が変わったため、訂正し、改めて認定をお願いするものです。また村道1980号線については新しい路線が生じたため、認定をお願いするものでございます。

以上、議案第4号 村道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

(議案書14ページ)

議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げ

げます。

議案書の14ページをお開きください。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(議案書15・16ページ)

議案書第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する上程の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の15ページ・16ページをお開きください。

今回の改正は、消防ポンプ操法競技大会へ参加する団員の処遇改善のため、操法競技大会に係る活動への参加者に対する報酬を別途定めるため、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

操法競技大会に係る活動への出動報酬については、消防庁長官通知で定める災害以外の出動に係る標準額に準じ、一日当たり4,000円を新たに設けるものです。

以上、議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第7号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(議案書17ページから18ページ)

議案第7号美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2案につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書の17ページ・18ページをお開きください。

本改正は、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となることに伴い、本村においても関係条例につきまして所要の改正を行うものです。

以上、議案第7号及び第8号につきまして、一括してご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

(議案書20ページから21ページ)

議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の20ページ・21ページをお開きください。

本案は、県の重度心身障害者等医療福祉制度が本年4月1日から拡充されることに伴い、美浦村医療福祉費支給に関する条例について所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容は、重度心身障害者等医療福祉制度の認定要件対象外であった手帳単独所持の中度心身障害者等(精神2級・身体3、4級・療育B)が、中度の手帳を重複所持する場合、追加対象となるものです。拡充にかかる対象経費の2分の1については、県補助対象となります。

以上、議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(議案書22ページから34ページ)

議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の22ページから34ページをご参照ください。

こちらの条例につきましては、参酌しております内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正にされたことに伴いまして、「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うものでございます。

以上、議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

(議案書35ページから36ページ)

議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明

申し上げます。

議案書の35ページ・36ページをお開きください。

今回の改正は、「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」において、令和6年度から令和8年度までの3年間における介護保険事業に係るサービス量等の推計により、新たな介護保険料率を設定したことから、第1号被保険者の保険料について改正するものです。

以上、議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

(議案書37ページ)

議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

この条例改正につきましては、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が可決したことで水道法の一部が改正され、令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴いまして、「美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うものでございます。

以上、議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第8号)

(議案書38ページから70ページ)

議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第8号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」について、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から追加する方針が示されました。

「地域の実情等に応じ、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行える」旨が盛り込まれた補正予算が11月29日に成立しております。

今回の補正は、住民税均等割のみ課税される世帯の方及び18歳未満の子どもを扶養する低所得世帯の方への支援を可及的速やかに行うための予算の計上をお願いするものでございます。

また、令和5年度の最終補正となるため、主に事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

議案書の38ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ416万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ83億7,972万8千円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込の11事業につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。なお、11事業のうち6事業が、冒頭でご説明しました重点支援地方交付金に関連する事業となっております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、事業内容の確定により、本年度内の契約を見送ることとなりました2事業につきまして、債務負担行為の廃止をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、村債対象事業費の確定や財源の変更により、1件の事業債を追加し、6件の事業債で限度額を変更し、また、1件の事業債を廃止いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

51ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度退職者分の退職手当特別負担金として642万2千円の計上をいたしております。

続いて、52ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、戸籍法制の改正に伴う、戸籍附票等に振り仮名を記載するための戸籍の附表システム改修費として、2

66万2千円の増額補正をお願いしております。こちらは、12月補正で増額をお願いしましたシステム改修につきまして、追加の作業が発生したことに伴う増額となっております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金を充当いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

53ページから55ページをお開きください。

社会福祉費の社会福祉総務費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費及び給付事務費で、総額6,695万9千円の増額補正をお願いいたします。

この支援給付金につきまして、冒頭にご説明しましたとおり、住民税均等割のみ課税される世帯の方に10万円、18歳未満の子どもを扶養する低所得世帯の方へ、子ども一人につき5万円を給付するものです。

なお、財源につきましては、国庫補助金6,014万9千円、残りの681万円が一般財源となっております。

56ページをお開きください。

同じく、児童福祉費の児童措置費では、児童手当経費で対象児童数者の見込みが減少したことから、1,176万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

57ページをお開きください。

保健衛生費の予防費では、新型コロナワクチン接種事業費で、事業費の確定に伴い、合計で2,323万2千円の減額補正をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

59ページをお開きください。

農業費の農地費では、土地改良振興事業費で、事業費の確定に伴い、1,075万2千円の減額をいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

60ページをお開きください。

都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業費で、下水道事業会計への財源補てんとして、3,719万7千円の増額をお願いしております。

ここまで主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げます。ただ今申し上げた以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

いと存じます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、47ページをお開きください。

はじめに、村税について申し上げます。

歳入見込み額の精査を行い、村民税で2,587万9千円の増額、次の固定資産税で合計200万円の増額、次の軽自動車税で合計50万円の減額、次の村たばこ税で350万円の増額をし、合計3,087万9千円の増額補正をいたしております。

次の地方消費税交付金については、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、1,196万5千円の増額補正をいたしております。

地方交付税の地方交付税については、国の補正予算が成立したことに伴い、普通交付税が追加交付されることになったため、5,423万8千円の増額補正をいたしております。

続きまして、国庫支出金について申し上げます。

48ページをお開きください。

国庫補助金の総務費国庫補助金で、歳出予算でご説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に6,014万9千円を計上しております。

同じく、国庫補助金の、教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金で503万9千円の増額補正をいたしております。こちらは、小学校統合に伴う既存施設の改修事業及び太陽光発電設備導入事業に係る交付分となっております。

次に、繰入金について申し上げます。

49ページをお開きください。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、財源調整のため3,795万9千円の減額をいたしております。

次に、次ページの村債につきましては、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算でご説明申し上げた事業費の確定等に伴う歳入予算の補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただきます。

以上、議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第8号）の主な概要につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

（議案書71ページから77ページ）

議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の71ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201万7千円を増額し、補正後の予算総額を16億8,544万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

77ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、国民健康保険事務費で年次更新分の保険証郵送料の支出額が確定したことにより、郵便料11万円の減額補正をいたしております。同じく国保電算処理業務の年間委託料が確定したことにより、国保電算処理委託12万1千円の減額補正をいたしております。徴税費の徴収費では、徴収事務費でQRコード納付が始まったことにより、QRコードの付いていない納付書での銀行等の窓口払い件数が減少し、公金取扱手数料10万円の減額補正をいたしております。保険給付費について申し上げます。

療養諸費の一般被保険者療養給付費では、一般被保険者療養給付費で今年度中の支出見込額を推計した結果、予算現額を上回る見込みのため、一般被保険者療養給付費負担金1,862万7千円の増額補正をいたしております。高額療養費の一般被保険者高額療養費では、一般被保険者高額療養費で今年度中の支出見込額を推計した結果、予算現額を上回る見込みのため、高額療養費690万9千円の増額補正をいたしております。

保健事業費について申し上げます。

特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費では、郵便料の一部支出額が確定したことにより、郵便料17万円の減額補正をいたしております。同じく集団健診受診者が確定したことにより、特定健康診査委託料301万8千円の減額補正をいたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

76ページにお戻りください。

県支出金について申し上げます。

県補助金の保険給付費等交付金では、歳出の保険給付費で計上した一般被保険者療養給付費及び高額療養費の合計額から返納金の発生分を差し引いた1,255万6千円の増額補正をいたしております。

繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、交付決定額、算定額及び申請額と予算現額との差をそれぞれ補正するもので、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）200万円の減額、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）246万2千円の減額、財政安定化支援事業繰入金6千円の増額、未就学児均等割保険税繰入金21万6千円の減額、産前産後保険税繰入金6千円の減額補正をいたしております。同じく歳出の国民健康保険事務費及び徴収費が減額になったことに伴い、職員給与費等繰入金23万8千円の減額補正をいたしております。基金繰入金の支払準備基金繰入金では、今回の補正により歳入歳出の差で不足する分を国民健康保険支払準備基金から取崩すもので、支払準備基金積立金繰入金188万1千円の増額補正をいたしております。

諸収入について申し上げます。

雑入の一般被保険者返納金では、高額な返納金が発生したことにより、一般被保険者返納金（現物給付分）940万8千円の増額補正、同じく一般被保険者返納金（現金給付分）357万2千円の増額補正をいたしております。雑入の雑入では、集団健診受診者数が確定したことにより、特定健康診査負担金48万4千円の減額補正をいたしております。

以上、議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）

（議案書78ページから84ページ）

議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の78ページをお開きください。

今回の補正については、歳入歳出でそれぞれ79万9千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億7,025万6千円とするものです。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、保険事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

84ページをお開きください。

はじめに、基金積立金の介護給付費準備基金積立金で40万2千円を減額しております。令和4年度精算及び基金積立金利子の確定により見込みを下回ったため減額するものです。

次に、償還金及び還付加算金で39万7千円を減額しております。過年度分の還付金が当初の見込を下回ることが見込まれるため減額するものです。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明いたします。

83ページをお開きください。

はじめに、繰入金について、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で100万円を減額しております。サービス事業勘定からの繰入金増加に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額となります。また、低所得者保険料軽減繰入金の過年度分で20万1千円を計上しております。低所得者保険料軽減のため国、県、村による公費負担が行われていますが、令和4年度精算により交付される負担金を繰り入れるものです。

以上、議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

（議案書85ページから91ページ）

議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の85ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万7千円を増額し、補正後の予算総額を2億86万6千円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

91ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入の後期高齢者医療保険料の補正額と同額を計上し、茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金226万7千円を増額補正をいたします。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

90ページにお戻りください。

後期高齢者医療保険料について申し上げます。

後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料では、調定額と収納状況から収入額を見込み、現年度分特別徴収保険料87万3千円の減額補正、現年度分普通徴収保険料314万円を増額補正いたします。

以上、議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第17号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）

（議案書92ページから106ページ）

議案第17号 令和5年度水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明

申し上げます。

議案書の92ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で248万7千円の増額補正を、支出の水道事業費用で1,894万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で1,500万円の減額、支出の資本的支出で1,500万円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

103ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業収益で248万7千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、現予算額より増加見込の業務用の水道使用料と減額見込の用途の水道使用料を調整し248万7千円の増額をお願いしております。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

104ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用で757万2千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、不足が生じる見込の受水費について800万円の増額、人件費等の調整で42万8千円の減額をお願いしております。

また、営業外費用では消費税及び地方消費税の納付金として、1,137万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

105ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債で、令和5年度につきましては施工管理業務の委託を見送ることとしたため、1,500万円の減額補正をお願いしております。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

106ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費では、1,500万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、収入でご説明致しました企業債と同一の施工管理業務委託料の減額分となります。

以上、議案第17号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第18号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）

（議案書107ページから116ページ）

議案第18号 令和5年度下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の107ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で2,981万3千円の増額補正を、支出の事業費用で1,015万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で6,200万円の減額、支出の資本的支出で6,669万2千円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

113ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で2,981万3千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、財源不足分の一般会計からの補助金として3,719万6千円を増額、国庫補助金で農山漁村地域整備交付金の補助対象経費の確定により250万円を減額、県補助金で接続支援事業費補助金の補助対象経費の確定により488万3千円の減額補正をお願いしております。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

114ページをお開きください。

事業費用の営業費用で1,269万1千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、管渠費及び処理場費では各項目の事業費の確定及び余剰金について調整を行い合計で836万円を減額、業務費では接続支援事業費補助金について補助対象経費の確定により690万4千円を減額、減価償却費として257万3千円の増額をお願いしております。

また、営業外費用では、104万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、令和4年度借入分の企業債利息の確定により、104万円の増額をお願いしております。

次に特別損失では、150万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、不足が見込まれる不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

115ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債で6,200万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、公共下水道の単独の管渠布設工事等の資金として借入予定だったものにつきまして、単独工事費の確定に伴いまして減額をお願いしております。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

116ページをお開きください。

資本的支出の管渠建設改良費では、6,200万8千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、先ほどの企業債に関連する委託料、補償料、工事請負費の減額をお願いしております。

また、処理場建設改良費では、468万4千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、事業費確定による委託料の減額をお願いしております。

以上、議案第18号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

=====

議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算

議案第20号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和6年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第22号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和6年度美浦村水道事業会計予算

議案第24号 令和6年度美浦村下水道事業会計予算

議案第25号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

議案第19号～第25号 令和6年度当初予算

議案第19号から議案第25号までの令和6年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算ならびに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。